

○草津市男女共同参画審議会規則

平成21年1月30日

規則第2号

改正 平成23年4月1日規則第18号

平成26年4月1日規則第30号

平成27年4月1日規則第31号

平成29年3月31日規則第25号

令和3年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）第26条第6項の規定に基づき、草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 草津市男女共同参画推進条例第26条第4項に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者またはその推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 3 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、審議会の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査し、もしくは審議し、またはその経過および結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第2条第4項および第5項ならびに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第2条第5項および前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後に最初に草津市男女共同参画推進条例第26条第4項の規定により委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成22年3月31日までとする。

付 則 (平成23年4月1日規則第18号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部または課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事もしくは副参事の職を命

ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権市民協働部	まちづくり協働課	まちづくり協働部	まちづくり協働課
	市民センター		市民センター
	人権政策課	人権政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
健康福祉部	子ども家庭課	子ども家庭部	子ども家庭課

付 則（平成26年4月1日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄	
人権政策部	人権政策課	総合政策部	人権政策課
	西一会館		西一会館
	橋岡会館		橋岡会館
	新田会館		新田会館
	常盤東総合センター		常盤東総合センター
	人権センター		人権センター
市民環境部	市民課	まちづくり協働部	市民課
	生活安心課		生活安心課

産業振興部	商業観光課	環境経済部	商業観光課
	産業労政課		産業労政課
	市民交流プラザ		市民交流プラザ
	農林水産課		農林水産課
健康福祉部	長寿福祉課	健康福祉部	長寿いきがい課
	地域包括支援センター		中央地域包括支援センター
都市建設部	都市計画課	都市計画部	都市計画課
	まちなか再生課		まちなか再生課
	草津川跡地整備課		草津川跡地整備課
	景観課		景観課
	交通政策課		交通政策課
	開発調整課		開発調整課
	建築課		建築課
都市建設部	道路課	建設部	道路課
	河川課		河川課
	公園緑地課		公園緑地課
	住宅課		土木管理課
	土木管理課		住宅課

付 則（平成27年4月1日規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年5月1日から、第3条および第7条から第10条までの規定は、令和3年5月6日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において、男女共同参画課の課長および課長補佐の職に命じられてい

る職員または当該課に勤務を命じられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもって男女共同参画センターの所長および所長補佐の職を命じられ、または当該施設に勤務を命じられたものとする。